

大字別	世帯数	男	女	計	転出	転入	出生	死亡
赤馬場	538	1,079	1,247	2,326	3	7	2	4
中原	314	772	850	1,622	7	6	3	1
満願寺	548	1,229	1,327	2,556	13	4	1	1
計	1,400	3,080	3,424	6,504	23	17	6	6

くにみ新聞

昭和40年11月13日第3種郵便物認可
第71号
昭和44年9月1日
毎月1日発行 1部 5円
発行所 阿蘇郡南小国村役場
TEL ② 1111
印刷 白石印刷美術株式会社
TEL ⑥ 6812・4862

早期発見により 現代病をなくそう

近代医学のメスが貴方を診断する

本村にも胃腸病検診車「おおあそ号」が来村
八月に入ってから五、六、七、八日と十九、二十、二十一、二十二日間連日検診を庁舎前で行なった。
この行事も本年で三年目を迎え、皆さんの理解ある自主的な協力によってその成果はいつそう向上して



県に二台しかないと言う、胃腸病検診車（おおあそ号）

仔牛馬品評会

昭和四十四年度 農協青壮年部主催で、各字単位の青壮年の皆さんにより、仔牛馬品評会が開催された。



中原青壮年部による品評会風景

品評会期日
大字中原（地蔵原）八月十八日
大字満願寺 八月十九日
大字赤馬場 八月二十日
以上の日程において品評会は行なわれ、八月三十日に南、北小国の家畜品評会が小国農協で行なわれた。この結果は次号10月号に掲載。

行政相談とは

皆さんが役所の仕事についてどのような手続をとればよいかわからないとき、役所の仕事について納得がいけないときにはどのような行政相談を受けるべきか。

皆さんのうちたいたいの方はその仕事を受け持っている役所の窓口にならねば解決してはと存じます。しかし担当の役所の説明や処置に納得がいかないときは、行政相談を受けるべきです。

行政相談とは、これまで恩給、交通、不動産登記、税金、環境衛生、年金、労働災害、郵便、道路、河川、公害問題、国鉄、電々公社、公団、事業団の業務に関する相談も取扱っています。

行政相談委員は申出られた方が秘密に守られます。取扱は一切無料です。しかし個人間の民事上の紛争や、すでに捜査に着手された刑事事件に関する相談は取扱っていません。

役所に対する苦情相談のある方は気軽に行政相談委員に御相談下さい。

台風こそ来なければ・・・ ・・・今年は豊作



一、米飯を大食あるいは偏食するところは長寿者が少ない、若いのに動脈硬化がおこり四〇代から脳出血がみられます。

二、同じように米作地であるところでは例外なく短命です。

三、魚（とくに小魚を腹わたごと）食べるところは長命です。

四、大豆製品（味噌、納豆）を食べるところは長命、これに反し雑穀を食べるも大豆を食べないところは短命です。

五、野菜（にんじん、かぼちゃ、長芋）を多くとるところは長命、魚が多くても野菜が少ないところは短命です。

六、植物性油をたくさんとるところは長命です。

近藤正二博士の調査結果

連合国占領軍等により人身被害を受けた者に対する給付金の支給

昭和二十年八月十五日から昭和二十七年四月二十八日までの占領期間中に日本国内で連合国占領軍の軍人、占領軍等による交通事故や軍属などによる被害を受けた者に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二十五号）に基づき、遺族等の各給付金が支給されたのですが、同法は昭和四十二年一月十八日に改正、同年二月二十八日から施行され、この改正により前記施行日における被害者に特別給付金（一八四、〇〇〇円）が一八、〇〇〇円（一八、〇〇〇円）に特別給付金（一八四、〇〇〇円）に引き上げられました。

また、今度給付金の支給を受けることのない方で、今回はじめて給付金を請求される方は事故を証明する資料もあわせてご提出下さい。

詳細は、福岡防衛施設局熊本支局（熊本市東町四電）電話二二七二一にお問合せ下さい。



戸籍明暗

（明）
佐藤順子ちゃん 七月十三日 星和
松本寿子ちゃん 七月二十九日 米山上
河津由美子ちゃん 七月二十四日 中湯田
井 ゆみちゃん 八月十三日 小原

（暗）
林 今朝人さん 2才
橋本 シカさん 89才
相垣 鉄也さん 64才
七月二十五日 赤馬場

害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二十五号）に基づき、遺族等の各給付金が支給されたのですが、同法は昭和四十二年一月十八日に改正、同年二月二十八日から施行され、この改正により前記施行日における被害者に特別給付金（一八四、〇〇〇円）が一八、〇〇〇円（一八、〇〇〇円）に引き上げられました。

また、今度給付金の支給を受けることのない方で、今回はじめて給付金を請求される方は事故を証明する資料もあわせてご提出下さい。

詳細は、福岡防衛施設局熊本支局（熊本市東町四電）電話二二七二一にお問合せ下さい。

福祉年金は、こんなに改善されます

今月は敬老の日もある月なので福祉年金をテーマにして取り上げます。

福祉年金が初めて昭和三年に支給されたときは、アメリカ金といわれたが、それが、お年寄りや体の不自由の方、母子家庭にどんなに大きな心支えとなったか、皆さんよくご存じのことだと思います。

その福祉年金も次の臨時国会に年金法の改正案が提出され、昭和三十四年に下の図のように大きく改善されることになっていました。

福祉年金は、国民年金ができた昭和三十四年に、すでに年寄りであったり、体が不自由であったりして、年金に加入しなくても、年金をかける期間がなく、年金を負担する経済力のない人達に、対して、年金のつなぎの年金として昭和三十五年から支給されています。

福祉年金には次の三つの年金があります。

①老令福祉年金 七十才以上のおおしよりに国から支給される年金です。現在老令福祉年金の年金額は二万四〇〇〇円(月額一、七〇〇円)ですが昭和四十

四年十月分から二万一、六〇〇円(月額一、八〇〇円)に引き上げられることになりました。この老令福祉年金を支給される人は明治四十四年四月一日までに生れた該当者のみであります。

②障害福祉年金 国民年金ができたときに、二十才以上の身体障害者で、一人では自分の身の廻りのこともできないひどい障害者で、又重度の障害者で二十才未満であった人には二十才になったときから支給されます。

尚子供が二人以上いるときは、二人目から一人につき四、八〇〇円(月額四〇〇円)が加算されます。しかし、これらの福祉年金は本人が全然保険料を納めていないと、このた

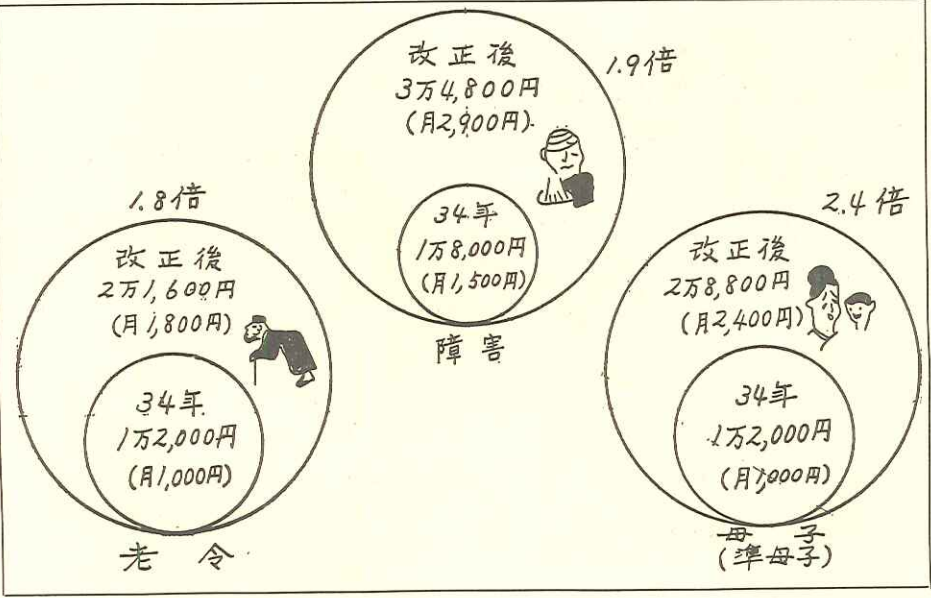
びの改正案では夫婦で老令福祉年金をもらう場合の制限が撤廃される予定であります。

このように、福祉年金は今のところ、よりよくなるばかりで、なにかいきしたい

市原小四年 坂本 泰子

うさぎが

二月六日はうさぎがりの日でした。朝、五時十分家を出ました。よこせ橋を通りすぎると、電燈がくさんついていて遠くの町にでも行ったような気持ちになりました。道路は雪でまみれ、学校を出て馬場の上の山道を歩きました。あたりはまどくらかったが、大きな月があかあかと光っていました。しばらく登って行くと、少しあせがでてきました。空もだんだん明るくなってきた。月あかりもうすれ



す。この年金は重度の障害のある人を対象として支給される年金で、現在年額三万二、四〇〇円(月額二、七〇〇円)であります。十

月分から三万四、八〇〇円(月額二、九〇〇円)に引き上げられます。

③母子(準母子)福祉年金 昭和三十四年以前に夫と死別して、義務教育終了前(十五才未満)の子等と一緒に生活している母子(準母子)世帯と、その後保険料を納める期間が少なかった

めなないで全額国の負担で年金が支給されますから、提出する年金に比べ年金額も少なく、又いろいろの支給制限があります。

この福祉年金をもらっている人達、この年金をくらしの支えとして大変ありがたがっていることが、全国の関係者を動かしほとんど毎年年金額が引き上げられ支給の制限も緩和されています。

とくに年金の額はご覧のように最初月一、〇〇〇円

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

〇障害年金(一級) 二件 一万四、〇〇〇円

〇障害年金(二級) 二件 一万二、〇〇〇円

〇母子年金 二件 七、二〇〇円

〇老令福祉年金 三九〇件 六万九、一八九円

〇障害福祉年金 三四件 一〇〇万四、四〇〇円

〇母子福祉年金 六件 一六万八、〇〇〇円

〇提出年金(九八万四、〇〇〇円)

① 酒酔い運転の実態 (昭和44年1月～6月分析資料)

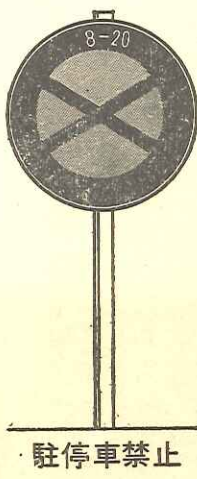
区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	計
小国署管内							
法令違反	6	7	4	8	5	5	35
事故	4			2	1	1	8

② 酒酔い運転の年令構成 (県下における昭和44年1月～6月)

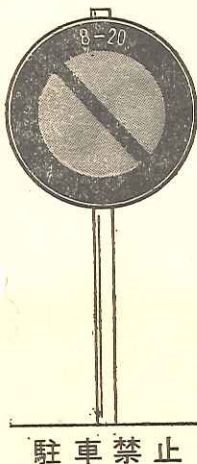
年令	20才未満	20才～29才	30才～39才	40才～49才	50才～59才	60才以上	計
区分							
法令違反	61	431	450	240	57	2	1,241
事故検挙	16	126	89	56	20	3	310
計	77	557	539	296	77	5	1,551
構成比	5.0	35.9	34.8	19.0	5.0	0.3	100%

交通事故をなくしよう

交通事故の被害者は大戦争の死傷者をはるかに上まわることになっていきます。被害者やその遺族、家族の気持ちを考えると、この事態はどうしても放置できません。交通事故は天災ではありません。われわれの努力で一日も早く無くすことができるはずなんです。一人一人の運転者や歩行者が交通法規をよく知りよく守り、安全な通行をすることが何より大切です。他人の生命を守り、あなた自身の生命を守るために皆さんの協力を必要とします。本村より交通事故をなくすよう努力下さいます。ここに本年の酒酔い運転の実態を一部上げます。



駐車禁止



駐車禁止